平成２６年　３月　７日

経済産業副大臣　松島　みどり　　様

東日本大震災からの復興に関する

要　　望　　書

水産加工施設等集積地（南気仙沼地区）

気 仙 沼 市

水産加工業の労働力確保のための被災不動産・賃貸業者の
早期の事業再開の支援に関する要望　・・・・１頁

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の
商業支援に関する要望　・・・・２頁

産業用地整備に対する支援制度の創出に関する要望　・・・・３頁

水産加工業の労働力確保のための被災不動産・賃貸業者の早期の事業再開の支援に関する要望

本市の基幹産業である水産加工業につきましては、東日本大震災による壊滅的な被害から、国等の支援と、各社の懸命な努力によって、再開を果たす事業者が徐々に増えてまいりました。

しかしながら、その一方でハローワーク気仙沼管内の水産加工業を中心とする製造業関連の有効求人倍率は、本年１月末現在で２．４８倍となっており、人手不足が深刻な状況にあります。

これは、震災後の労働力の流出等による求職者の減少や、市内で雇用条件の良い職種への求職者の集中などを背景としておりますが、今後、水産加工施設等集積地整備事業などにより基盤整備が進捗し、本格的な生産体制を構築する際に、労働力不足が懸念されるところであります。

こうした雇用課題を解決するためには、市外から人材を確保することで労働力不足を補う必要があり、受け入れ態勢を整えるための住環境の整備は欠かせない要件であります。

震災以前は、水産加工会社が独自に寄宿舎を整備し、多くの従業員が居住しておりましたが、これらの寄宿舎も震災で失いました。

事業者は再建にあたり、生産・加工施設を優先せざるを得ず、寄宿舎の整備までは手が回らない現状にあります。

一方で、市内においては多くのアパート等の不動産物件も被災しておりますが、市街地の本格復興まで、まだ相当の期間を要することから、所有物件を被災により失った不動産業者は再建に着手できず、当面の収入の道が絶たれた状況に置かれております。

こうした状況に鑑み、被災した不動産・賃貸業者等の早期の事業再開について、仮設施設整備事業により支援していただき、水産加工業の従業員の宿舎の確保を図ることが有効であると考えます。

国においては実情をご賢察の上、御支援を賜りますよう、下記について要望いたします。

記

「仮設施設整備事業」により、被災した不動産・賃貸業者の早期の事業再開を支援することにより、水産加工業者の従業員の宿舎の確保が可能となるようにお願いします。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の商業支援に関する要望

この度、復興庁による「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」が示され、主要施策となる「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の制度を拡充した「商業施設等復興整備事業」により、共同店舗を整備する際は、大企業や非被災中小事業者も補助対象とされるなど、魅力ある商業集積を形成するための有効な方策として大いに期待されるところであります。

本事業を活用する場合、市が「東日本大震災被災地域まちなか再生計画」を策定して国の認定を受けることとする「まちなか再生計画の認定要領（案）」が示されました。

同要領（案）による再生計画づくりには、地域関係者の組織化や事業実施主体の設立をはじめ、被災地域商業圏情報等の収集・分析、まちなか再生計画、商業施設等の整備計画などの策定が必要とされておりますことから、一連の策定業務にあたっては、多大な時間と労力等を要するものと見込まれます。

現在、被災地自治体では多岐にわたる膨大な業務に追われており、迅速な計画策定をもって復興事業の進捗が図られるよう、国による計画づくりへの支援を要望いたします。

記

「まちなか再生計画」策定にあたり、業務に精通した専門性と実務能力を備え、地域の実情を把握して計画に反映しうる常駐可能な専門家やアドバイザーを派遣されるなど、計画づくりに向けた、国による支援をお願いします。

産業用地整備に対する支援制度の創出に関する要望

本市の震災復興においては、その目標として「早期の産業復活と雇用の確保」並びに「持続発展可能な産業の再構築」を掲げ、国の支援のもとに各種の産業施策に取り組んでまいりました。

特に、地域の経済と雇用を支える水産関連産業の復旧が遅れれば、本市の存亡にかかわるとの強い認識から、漁業集落防災機能強化事業による「水産加工施設等集積地」の整備や津波復興拠点整備事業による「赤岩港水産加工団地」の整備など、復興交付金を活用した基盤整備に全力を尽くしてまいりました。

一方で、震災前から指摘されていた人口減少や少子高齢化の課題は震災後なお一層顕著であり、さらに、震災特需の後には地域経済の減衰が危ぶまれる中で、これらを打開するためには、水産関連産業の維持発展を図りつつも、新たな商品やサービス価値を生み出す多様な産業の創出が不可欠であると認識しております。

このため、本市では、国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用、復興特区制度の適用、三陸沿岸道路の供用開始などをインセンティブとして、高度電子機械やクリーンエネルギーなどの分野のほか、将来的には国際リニアコライダー関連産業も含め、域外の企業誘致を積極的に進めることとしております。

今後、産業用地の確保対策として、上記の復興交付金事業のさらなる活用を検討しておりますが、当該事業の適用範囲や事業面積、事業箇所数に制限があることや、本来、工業団地等の整備に特化した事業手法ではないことから、十分な用地の確保は難しい状況であるため、企業の投資計画に即応できる新たな産業用地の整備について国の特段のご支援を賜りますよう、下記のとおり要望いたします。

記

国において、東日本大震災被災地域の地方公共団体が行う産業用地整備にかかる用地取得費・造成費の新たな支援制度の創出をお願いいたします。

海と生きる

Stay with the Ocean

Kesennuma, JAPAN